

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009長第7号	
事故等名	モーターボート光進丸運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成21年1月8日(金)09時30分ごろ	
発生場所	長崎県長崎市野母町野母埼西方沖合 野母町所在三ツ瀬灯台から真方位251.5° 6,500m (北緯33° 35.80'、東経129° 38.43')	
事故等調査の経過	調査の概要:長崎・地方事故調査官が平成21年2月27日、3月2日船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	モーターボート 光進丸 6.18m	
船種・船名・総トン数	292-35807	
船舶番号(IMO番号)	個人所有	
船舶所有者等		
船種・船名・総トン数		
船舶番号(IMO番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	エンジン下方のボディーアースを取っているマイナス端子が折損	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗船し、野母埼西方約5海里の釣場で、エンジンを止めて漂泊し、再度エンジンをかけようとしたところ、平成21年1月8日09時30分ごろ、エンジンが起動しなかった。原因が判らなかつたため、海上保安庁に連絡して、長崎海上保安部所属の巡視艇により、同市野母町脇岬港までえい航救助してもらい、修理業者により修理を行った。	
分析	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	なし
	船体・機関等の関与	あり
	判明した事項の解析	本船のディーゼルエンジン下方にあるボディーアースを取っているマイナス端子が折損していた。 本船は、建造後16年が経過していた。
原因	本インシデントは、主機始動用セルモーターの電気配線が経年劣化で切断したため、主機の始動が不能となったことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	